婚姻届の書き方と注意

●黒インク又は黒ボールペンで書いてください。
消えるボールペンで書かないでください。
○赤文字の部分が、婚姻届に記入すべき部分です。

①届出の日付
婚姻届を提出する日付を記入します。
提出した日が婚姻した日になります。

②届出地
婚姻届を提出する市区町村名を記入します。
本籍地に提出しない場合は、戸籍謄本が必要になります。

③氏名、生年月日
旧姓（婚姻前の氏）で、戸籍謄本の字体どおりに記入します。

④住所
現在登録している住所を書いてください。
婚姻届と同時に住所を移す場合には新しい住所を書いてください。

⑤本籍
それぞれの本籍地と戸籍筆頭者の氏名を記入します。（戸籍筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている人）
本籍は、住所と違う場合がありますので、確認しておきましょう。
ただし、外国籍の人は国籍だけの記入になります。

⑥父母の氏名
夫婦それぞれの「実父母」の氏名を記入します。父母が婚姻中の時、母の姓は省略することができます。
なお、養父母の場合は、同じ書き方で⑭欄に書き入れます。

⑦続き柄
長男、二男、三男・・・、長女、二女、三女・・・の区別を書き入れます。

⑧婚姻後の夫婦の氏
婚姻届の提出後に名のる氏を選んで、チェックを入れます。

持ち物
・本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
・戸籍謄本（提出先が本籍地以外のとき）
・印鑑（婚姻届には押印不要）

婚　姻　届

①令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 届出
②○○市（区・町・村）長 殿

	夫になる人	妻になる人
（よみかた）	べっかい　いちろう	のつけ　はなこ
③ 氏名	別海　一郎	野付　花子
生年月日	昭和60年10月1日	昭和61年3月3日
④ 住所（住民登録しているところ）	北海道野付郡別海町	北海道野付郡別海町
	別海常盤町280 番地 番 号	別海常盤町280 番地 番 号
（よみかた）	べっかい　いちろう	べっかい　いちろう
世帯主の氏名	別海　一郎	別海　一郎
⑤ 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	北海道野付郡別海町	北海道野付郡別海町
	別海西本町52 番地 番	西春別駅前栄町28 番地 番
筆頭者の氏名	別海　義雄	野付　博志
父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	夫の父 ⑥ 別海　義雄　続き柄 ⑦ 二男	妻の父 野付　博志　続き柄 長女
	母 優子	母 愛子
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 ⑧	☑夫の氏 □妻の氏	新本籍（左の⑧の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 北海道野付郡別海町別海常盤町280 番地 番 ⑨
⑩ 同居を始めたとき	令和○ 年 ○ 月（結婚式をあげたとき、または、同居をはじめたときのうち早いほうを書いてください）	
⑪ 初婚・再婚の別	夫 □初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	夫 □初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）
⑫ 別居する前の世帯のおもな仕事と	夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫 妻 ☑ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
	夫☑ 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く)	
	夫 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
	夫 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯	
⑬ 夫妻の職業	（国勢調査の年…平成　年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
⑭ その他		
⑮ 届出人署名押印	夫 別海　一郎 印	妻 野付　花子 印

⑯ 証人		
署名	野付　博志 印	酪農　健二 印
生年月日	昭和27年6月15日	昭和58年8月27日
住所	北海道野付郡別海町	北海道根室市○○町
	西春別駅前栄町28 番地 番 号	1丁目1 番地 番 号
本籍	北海道野付郡別海町	北海道野付郡別海町
	西春別駅前栄町28 番地 番	尾岱沼潮見町213 番地 番 13

⑨新しい本籍
婚姻届を提出すると、新しい戸籍がつくられますので、夫婦の希望する本籍を記入します。ただし、⑧でチェックした人がすでに戸籍筆頭者になって新しい戸籍があるときは、記入しません。

⑩同居を始めたとき
同居を始めたときか、結婚式を挙げたときのどちらか早い方を書きます。
どちらもまだの場合は記入しません。

⑪初婚・再婚の別
初婚か再婚かの区分を選んで、チェックします。再婚のときは、死別あるいは離別の年月日を記入し、直前の婚姻について記入します。（内縁関係は含まれません。）

⑫同居を始める前の夫婦それぞれの世帯の仕事
６つに分けられた仕事の分類の中から、それぞれの仕事に該当するものにチェックを入れます。

⑬夫婦の職業
国勢調査のある年の４月１日から翌年の３月３１日までに、それぞれの職業を記入します。

⑭その他
養父母がいる場合は、ここに養父母氏名を記入します。
例）　夫になるものの養父　○○　○○
　　養母　○○　○○

⑮届出人
夫婦となる人が、婚姻前の氏名を自筆で署名します。
それぞれ自筆で記入してあれば、夫婦のどちらか一方のみで届け出ることができます。

⑯証人欄
証人は１８歳以上の成人２人にそれぞれ、氏名、生年月日、住所、本籍を必ず自筆で記入してもらいます。